

第8条 (紹介手数料)

4 乙が甲に紹介した応募者が、自己都合により又は就業規則違反等の応募者の責に帰すべき事由により退職もしくは対応不可となった際は、下記のとおり紹介手数料を甲に返還する。但し、会社都合による一方的な解雇の場合並びに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職もしくは対応不可となった場合はこの限りではない。

5 前項の返還金は、甲が乙へ当該応募者が退職もしくは辞退した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は乙の負担とする。なお、甲乙の協議により、他の採用者にかかる紹介手数料との相殺によることができる。

6 第1条(2)のサービスに対する報酬、支払方法等については、甲乙協議の上、都度決定する。